

## 【人権の窓】

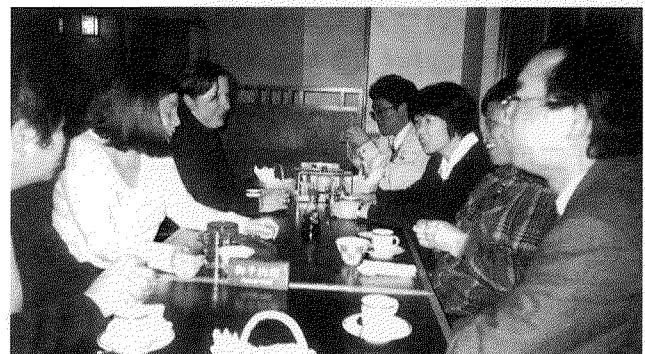
### あなたはどれだけ知っていますか 日本に在住する外国から来た人々についてのQ&A

- Q1. 日本で働くには、在留資格の面でどんな違いがあるのですか？
- Q2. 日本の国籍はどのように決定されますか？
- Q3. 帰化と永住資格とはどう違うのですか？
- Q4. 外国籍の子どもは、日本の義務教育を受けられますか？
- Q5. 外国人も医療保険や年金制度に加入できますか？
- Q6. 永住または長期に定住する外国籍の方に、日本の参政権はありますか？

A1: さまざまな任務や活動を目的として収入を得て滞在する場合と、収入を伴わない文化活動や短期滞在する場合とに応じて、在留資格が異なります。

留学・就学・研修・家族滞在（親族訪問）等に関しては、就労に制限があります。1989年の入国管理法の改定により、ブラジルや中国等の日系二世、三世の方が「日本人の配偶者」または「定住者」として在留する場合は、就労活動に制限はありません。「短期滞在」（観光、親族訪問等）の在留資格により在留している日系人の方が就労する場合は、在留資格の変更の許可が必要になります。永住者（法務大臣が永住を認める人）・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・平和条約関連国籍離脱者の子・定住者（法務大臣が特別な理由を考慮して一定の在留期間を指定して居住を認める人で、在留資格認定証明書と身元保証人が必要）の方は就労の制限はありません。在留期間は永住者は無期限、他の滞在者での最長在留期間は3年、あとは1年、6ヶ月、3ヶ月等となっています。

A2: 国籍取得には大きく分けると、出生による取得と出産後の事由による取得とがあります。前者には血統主義と生地主義があり、日本では1984年新国籍法を大きく改正して、父母両系血統主義を採用しています。日本で生まれた子の父母がともに国籍不明の場合は、生地主義を補充的に取り入れて、日本国籍が付与されます。国籍の決定は国によって行われる一方で、個人にも選択の権利があります。



お茶を飲み、楽しく語り合う

A3：帰化とは、外国人が自分の意志に基づいて日本の国籍を取得するための帰化申請をし、それに対し国（法務大臣）の許可によりその人に国籍を付与することです。帰化の申請は一般的に引き続き5年以上日本に住所があること等の条件のもとに、各地域の法務局またはその支局において受けつけています。

永住資格の取得は地域の入国管理局で許可の申請手続きを行います。一般的に5年以上日本に居住していることが必要とされているようです。永住許可が得られれば在留期間は無期限となりますが、ほかの在留資格の方と同様に、外国人登録の変更登録（住所・氏名・国籍等）と更新手続きは7年ごと（他は5年ごと）に、各市町村の窓口で行うことになっています。

A4：受けられます。日本国籍を有し住民票があれば、小学校新入学の際、市町村の教育委員会から入学通知がきますが、日本の幼稚園や保育所等に通所していなかった外国籍児童の場合等は、各市町村役場の教育委員会での小学校入学の許可申請が必要になります。転・編入学の場合は、外国人登録と就学手続きが必要です。

A5：医療保険は被用者保険（職場の医療保険）と国民健康保険に大別されますが、ともに外国人の方も加入できます。国民健康保険への加入は、世帯ごとに市町村の国民健康保険担当課へ届け出し、一世帯に一枚の被保険者証の交付を受けます。

日本の年金制度には、日本に住んでいるすべての人が加入することになっています。外国人登録を行った20歳以上60歳未満の方が、市町村役場の国民年金の窓口で手続きをし保険料を納めていて、申請が受理されれば障害基礎年金・遺族基礎年金・老齢基礎年金を受けることができます。

A6：ありません。従来、参政権は原則として国民にのみ認められてきた権利です。ただこうした考え方は、ヨーロッパ各国を中心に少しずつ変化してきています。国政次元では、国民主権原理が抑制的に働き続けていますが、地方選挙権については、ヨーロッパ諸国で外国人への選挙権・被選挙権が認められ、ヨーロッパ連合加盟国相互間ではすでに確立した法制となっています。

日本において外国人の選挙権を求める動きは、80年代後半から活発化し、1995年の最高裁第三小法廷判決では、選挙権を認めるかどうかは立法政策の問題との見解を初めて示しました。平成11年からは、永住資格を持つ外国人に地方選挙権を認める法案をめぐって、論議が起こっています。